平成21年5月21日から裁判員制度が始まります

来年5月21日から、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に被告人の量刑を決める裁判員制度がスタートします。

この制度は、国民が裁判に参加することで、その視点や感覚が裁判の内容に反映されるようになります。その結果、裁判がより身近なものとなり、司法に対する理解と信頼が深まることと期待されています。

現在、全国の地方裁判所では、平成21年分の裁判員候補者名簿の作成を進めています。

裁判員の選ばれ方は

選挙権のある方の中から、翌年の裁判員候補者となる方を毎年くじで選び、裁判所ごとに候補者名簿を作成します。その中から、一つの事件ごとに裁判員候補者がくじで選ばれ、最終的に6人が裁判員に選ばれます。

なお、候補者名簿に記載された方には、11月下旬から12月上旬にかけて、裁判所から調査票と名簿記載通知書が届きます。旭市からは257人が、平成21年候補者名簿に登載されます。

裁判員が参加する事件は

代表的な例は、次のような場合です。

・殺人
・強盗致死傷（強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合）
・傷害致死（人にけがをさせ、その結果死亡させた場合）
・危険運転致死（ひどく酒に酔った状態で自動車を運転し、人をひき、死亡させた場合）
・現住建造物等放火（人が住んでいる家に放火した場合）
・身代金目的誘拐（身代金を目的に、人を誘拐した場合）
・保護責任者遺棄致死（子どもに食事を与えず、放置して死亡させた場合）

裁判員は辞退できますか

広く国民に参加してもらう制度ですので、原則辞退できないことになっています。

ただし、次のような方は申し出をし、裁判所に認められれば辞退できます。

・70歳以上の方
・地方公共団体の議会議員（議会会期中に限る）
・学生または生徒
・過去5年以内に裁判員、検察審査員を務めたことや、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある方
・やむを得ない理由があり、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な方

裁判員が参加する仕事は

①公判〔公開〕
裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判）に出席し、証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

②評議・評決〔非公開〕
裁判員と裁判官で、有罪・無罪や有罪の場合に刑の内容を議論（評議）し、決定（評決）します。

③判決〔公開〕
評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を言い渡します。判決の宣告により、裁判員としての仕事が終了します。

〈問い合わせ先〉
千葉地方裁判所事務局総務課
☎043-222-0165
内線3423

裁判員が選ばれるまでの流れ

前年秋ころ

① 裁判員候補者名簿の作成

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

↓

前年12月ころまで

② 候補者へ通知・調査票の送付

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。また、辞退事由に該当しているかなどをたずねる調査票に必要事項を記入し返送してもらい、明らかに裁判員になることができない方などは、裁判所に呼ばれることはありません。

↓

③ 事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。

↓

原則、裁判の6週間前まで

④ 質問票・選任手続期日のお知らせ（呼出状）の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に、質問票を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送ります。返送された質問票で辞退が認められる場合には、呼び出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。

↓

裁判の当日

⑤ 選任手続期日

裁判員候補者のうち、辞退を希望しない方や質問票からでは辞退が認められない方は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問します（非公開）。

↓

⑥ 裁判員（6人）を選任

最終的に、事件ごとに裁判員6人が選ばれます（必要な場合は補充裁判員も選任）。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。